

○金沢大学における化学物質の管理に関する細則

平成20年1月1日

規程第997号

(目的)

第1条 この細則は、金沢大学環境管理規程(以下「規程」という。)第12条の規定に基づき、金沢大学(以下「本学」という。)における化学物質の管理に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において、規程で定義されているものの他、次の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 化学物質 本学で取扱う気体・液体・固体状の全化学物質をいう。ただし、放射性物質(RI管理を必要とする物質)、医薬品(人に投与する化学物質)は除く。
- (2) 廃棄物 本学における教育、研究、医療及びその他の用に供する前項の化学物質並びにこれに類するものを使用した結果生ずる廃棄物をいう。ただし、放射性物質に係るもの及び感染性廃棄物を除く。
- (3) 化学物質管理システム 学内LANを利用して化学物質を受入時から廃棄まで管理するシステムをいう。
- (4) 化学物質取扱い者 化学物質を購入、保管又は取扱い、廃棄する者をいう。
- (5) 環境分析 別表1に示した分析をいう。

(部局長等業務)

第3条 規程第4条第2項に掲げる地区責任者又は部局長(以下、「地区責任者等」という。)は当該地区又は部局において、規程第5条に定める業務内に、次に掲げる業務を含めて行う。

- (1) 環境分析の実施又は指示
- (2) 化学物質取扱い者の安全、健康の保護のための必要な措置
- (3) 労働安全に関する業務の内、作業環境に係わる事項
- (4) 毒物及び劇物の管理に係る取扱要領に定められた業務
- (5) 緊急事態が発生した場合の避難指示及び対応
- (6) 異常が発生した場合の実験の停止、排水の停止、排気の停止及び解除等の指示
- (7) その他化学物質に係る環境管理のための必要な業務

(化学物質取扱い者の責務)

第4条 化学物質取扱い者は、化学物質が人の生命、健康及び環境を損なう恐れがあること等を認識して、法令等、学内基準及び地区責任者等の講ずる措置に従い、化学物質の

使用、保管及び処理・処分を適正に行い、良好な作業環境を維持するとともに、外部環境の汚染を未然に防止するよう努めなければならない。

- 2 化学物質取扱いは、化学物質を使用する場合、事前にその化学物質の性状、取扱い及び廃棄に関する情報(物質安全データシート「MSDS」等)を確認しなければならない。
- 3 化学物質取扱いは、第2条第1号に定めた化学物質を化学物質管理システムに登録して使用する。
- 4 化学物質取扱いは、有害排気物(無機系及び有機系排気物をいう。以下同じ。)を使用する実験又は有害排気物が発生する恐れがある実験を行う場合には、実験室内に設置された局所排気装置(ドラフト等)を使用する。また、排気装置からの排気は、洗浄、吸着、希釈等により有害排気物を除去処理、あるいは無害化した後、大気に放出する。

(排水の管理)

第5条 規程第5条第2項の定めに従い、学内排水基準を別表1の通りとする。

- 2 排水の排出者は、法令等又は前項に定めた学内排水基準に適合しない排水を排出してはならない。
- 3 排水の排出者は、有害物質を含む排水を地下に浸透させたり、雨水溝又は河川に放流してはならない。

(排水モニター)

第6条 実験系希薄排水の適切な水質管理を行うため、モニター槽を設置している地区又は部局では、排水の水質が別途定めた学内基準項目を満たしていることを確認後、放流する。

- 2 モニター槽の管理は当該地区責任者等が行う。
- 3 モニター槽の管理に必要な事項については、前項の地区責任者等が別途定める。

(化学物質に係る廃棄物の取扱い)

第7条 廃棄物は、別途定めた「金沢大学における廃棄物の管理に関する細則」に従って取扱うとともに、以下の各号による。

- (1) 金沢大学環境保全センター(以下「センター」という。)に附置する廃液処理施設において処理可能な廃棄物は、別に定める本学の廃棄物の分類表及び「化学物質の管理と廃棄物の処理に関する手引書」に準拠して、センターにおいて収集し、処理する。
- (2) 化学物質取扱いは、化学物質管理システムを通して前号の廃棄物の処理を依頼する。
- (3) センターが適当と認めた化学物質に係る廃棄物は前第1号及び第2号に従って、センターにおいて収集し、委託処理する。

(報告等)

第8条 地区責任者等は、第3条第1号に規定する環境分析の結果を記録し、別表2に定める期間内に報告しなければならない。

2 行政機関が地区又は部局に対して行う環境分析の結果が法令等の基準を超えた場合には、地区責任者等は、その原因、対策及び講じた措置の内容を別表2に定める者に報告しなければならない。

3 前項のほか、第3条第1号に規定する環境分析の結果が法令等又は学内基準の基準値を超えた場合には、地区責任者等は、その原因、対策及び講じた措置の内容を別表2に定める期間内に報告しなければならない。

4 化学物質に係る事故等が発生した場合は、化学物質取扱い者又は近くにいる教職員は必要な措置を講ずるとともに、事故状況等について遅滞なく地区責任者等又は地区又は部局等で別途定めた者に報告しなければならない。また、当該地区責任者は適切な措置を講ずるとともに、環境管理責任者に報告しなければならない。

5 地区責任者等は、その他必要な事項を環境管理責任者に報告しなければならない。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

2 第4条第3項において、学内LANに接続されていない部局又は施設はLANに接続されるまで第4条第3項の規定を適用しない。

3 第7条において、「金沢大学における廃棄物の管理に関する細則」が施行されるまでは、第1号から第3号のみを適用する。

4 第7条第1号に定めた「化学物質の管理と廃棄物の処理に関する手引書」は当該手引書が制定されるまでは、「薬品類の廃棄物の処理に関する手引書」を適用する。

別表1 学内排水基準 (第5条第1項関係)

単位 mg/L

項目	学内排水基準値
pH値	5.8—8.6
BOD	600
浮遊物質量	600
n-ヘキサン抽出物質	15
温度	45℃以下
よう素消費量	110

ひ素及びその化合物	0.05
カドミウム及びその化合物	0.05
六価クロム化合物	0.25
クロム及びその化合物	1
銅及びその化合物	1.5
鉄及びその化合物(溶解性)	5
総水銀	0.0005
アルキル水銀	不検出
マンガン及びその化合物(溶解性)	5
鉛及びその化合物	0.05
セレン及びその化合物	0.05
亜鉛及びその化合物	1
ふっ素及びその化合物	4
ホウ素及びその化合物	5
シアン化合物	0.5
有機りん化合物	0.5
アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	190
フェノール類	2.5
ベンゼン	0.05
四塩化炭素	0.01
1, 2-ジクロロエタン	0.02
1, 1-ジクロロエチレン	0.1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.2
トリクロロエチレン	0.15
テトラクロロエチレン	0.05
ジクロロメタン	0.1
1, 1, 1-トリクロロエタン	1.5
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.03
1, 3-ジクロロプロペン	0.01
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.0015
チウラム	0.03
シマジン	0.015
チオベンカルブ	0.1
クロロホルム	0.3

trans-1, 2-ジクロロエチレン	0.2
1, 2-ジクロロプロパン	0.3
p-ジクロロベンゼン	1
イソキサチン	0.04
ダイアジノン	0.025
フェニトロチラン(MEP)	0.015
イソプロチオラン	0.2
オキシシン銅(有機銅)	0.2
クロロタロニル(TPN)	0.25
プロピザミド	0.04
EPN	0.03
ジクロロボス(DDVP)	0.04
フェノブカルブ(BPMC)	0.15
イプロベンホス(IBP)	0.04
トルエン	3
キシレン	2
フタル酸ジエチルヘキシル	0.3
モリブデン	0.35
アンチモン	0.1
塩化ビニルモノマー	0.01
エピクロロヒドリン	0.002
1, 4-ジオキサソ	0.25
全マンガン	1
ウラン	0.01

注：クロロホルム以降の項目は水質に係る環境基準の要監視項目(平成5年3月8日環水管第21号)

別表2(第8条第1項, 第2項及び第3項関係)

環境分析	報告者	提出先		
		第8条第1項関係	第8条第2項関係	第8条第3項関係
下水道の排水水質分析	当該地区責任者等 (注1)	環境保全センター長	学長経由行政機関	環境管理責任者 環境保全センター長
その他の水質関係の分析			環境管理責任者	
排ガス等の大気関係			環境保全センター長	

(悪臭を含む)の分析				
土壌及び地下水の分析				
作業環境分析	同上	別途指定する	別途指定する	別途指定する
その他環境に関する分析	同上	上記水質関係等に同じ	上記水質関係等に同じ	上記水質関係等に同じ
報告期日(結果が判明後)		1週間以内	行政機関が指定した期日(注2)	原則として1ヶ月以内(注2)

注1：第8条第1項関係について，全学的に一括契約がなされている分析では，その担当者が報告者となることができる。

注2：測定結果等は1週間以内に環境管理責任者等に報告する。